

第 272 回開発審査会承認
平成 19 年 11 月 30 日施行

運用基準 20 国・地方公共団体の庁舎等【個別付議基準】

国・地方公共団体の庁舎等に係る開発行為については、協議の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 設置する施設が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く）
 - ① 国の本府省又は本府省の外局の本庁舎
 - ② 国の地方支分部局の本庁舎
 - ③ 県庁、県の支庁若しくは地方事務所、市役所
 - ④ 県警察本部の本庁舎
 - (2) 宿舍（職務上常駐を必要とする職員のためのもの、職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く）
- 2 道路その他必要な公共施設等を協議者自らが整備するものであること。